

○経済産業省・国土交通省告示第二号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第三号）別表第一の備考の規定に基づき、旅客輸送密度及び旅客営業キロの算定に関し必要な事項を定める告示を次のように定める。

令和八年三月三十日

経済産業大臣 赤澤 亮正

国土交通大臣 金子 恭之

旅客輸送密度及び旅客営業キロの算定に関し必要な事項を定める告示

（用語）

第一条 この告示において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号。以下「法」という。）及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

（施行規則別表第一の四の項の旅客輸送密度の算定方法）

第二条 施行規則別表第一の四の項の旅客輸送密度は、発売乗車券を基礎として算定した当該区間における

基準期間（法第三十三条第一項の規定による届出を行う年度の前三年度をいう。以下同じ。）の旅客輸送量（単位は、輸送人キロとする。）を、基準期間の日数に当該区間における旅客営業キロを乗じて得た値で除して算定するものとする。

2 前項の旅客営業キロは、基準期間の初日における当該区間の旅客営業キロとする。ただし、基準期間内において当該旅客営業キロの変更があったときは、当該変更前の旅客営業キロに基準期間のうち当該変更前の旅客営業キロに係る期間の日数を乗じて得た値と当該変更後の旅客営業キロに基準期間のうち当該変更後の旅客営業キロに係る期間の日数を乗じて得た値を合計して得た値を、基準期間の日数で除して得た値とする。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。